

高年齢者雇用安定法の改正について

2021年4月より、高年齢者雇用安定法が改正されますので簡単にご紹介します。

1. 現行法

高年齢者雇用安定法に基づき、現在は以下のいずれかの方法で、65歳までの雇用が義務づけられています。

- (1) 65歳までの定年引き上げ
- (2) 定年制の廃止
- (3) 65歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）を導入

2. 改正法

2021年4月より、以下のいずれかの方法で70歳までの雇用の**努力が義務**づけられます。

- (1) 70歳までの定年引き上げ
- (2) 定年制の廃止
- (3) 70歳までの継続雇用（再雇用制度・勤務延長制度等）
特殊関係事業主、他の事業主によるものを含む
※特殊関係事業主とは、自社の①子法人等、②親法人等、③親法人等の子法人等、④関連法人等、
⑤親法人等の関連法人等を指します。
- (4) 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- (5) 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入

A. 事業主が自ら実施する社会貢献事業

不特定かつ多数の者の利益に資することを目的とした事業のことです。特定の事業が「社会貢献事業」に該当するかどうかは、事業の性質や内容等を勘案して個別に判断されることとなります。例えば、以下のような事業は、高年齢者雇用安定法における「社会貢献事業」に該当しません。

- ・特定の宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする事業
- ・特定の公職の候補者や公職にある者、政党を推薦・支持・反対することを目的とする事業

B. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

自社以外の団体が実施する社会貢献事業に従事できる制度を選択する場合、自社から団体に対して、事業の運営に対する出資（寄付等を含む）や事務スペースの提供など社会貢献活動の実施に必要な援助を行っている必要があります。

雇用調整助成金の特例措置は全国で緊急事態宣言解除の翌月まで延長となりました。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら

長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 ☎ 018-893-5386

✉ arcept-th@clear.ocn.ne.jp

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

